

第76号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 志久駅エレベーター設置工事
- 2 施 行 場 所 北足立郡伊奈町大字小室地内
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 履 行 期 限 令和9年3月19日
- 5 契 約 金 額 326,150,000円
- 6 請 負 業 者 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目247番地
東鉄工業株式会社埼玉支店
執行役員支店長 遠見 一之

令和7年12月3日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

志久駅エレベーター設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第76号議案 参考資料

志久駅エレベーター設置工事

■契約内容

- ・仮契約業者：東鉄工業株式会社埼玉支店
- ・設計額：327,030,000円（うち消費税額29,730,000円）
- ・仮契約額：326,150,000円（うち消費税額29,650,000円）

■契約方法を「随意契約」とした主な理由

志久駅エレベーター設置工事については、今年度内での完成が困難なことから、9月議会で補正予算（繰越明許）の議決をいただき、予算繰越を行ったところである。その後、9月末に3回目の入札告示を行ったところ、1社応札があったが、予定価格超過のため不落となった。再度入札でも予定価格超過となり入札は中止としたものである。

再度の入札を検討するため、入札参加要件を満たし、かつ過去に同様の内容の工事を受注した実績のある事業者へ早期の着手が可能であるかヒアリングを行ったところ、3回目の入札で応札していた東鉄工業株式会社埼玉支店以外は対応不可能との回答であった。

本来であれば、競争入札により落札業者を決定することが原則であるが、これまでの入札経緯と事業者へのヒアリング結果等を鑑み、早期に契約を締結しないと、物価及び人件費等の上昇による更なる工事費の増大が予想されるとともに、事業者の人手不足により当事業の実施時期が不透明になる可能性が高く、これ以上の事業の遅延は、町にとって大きな不利が生じるものと判断したところである。

以上の理由から、「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」の規定に基づき、「競争入札に付することが不利なもの」と判断し、再度設計額の見直しを行い、3回目の一般競争入札で応札し、唯一早期着手が可能であると回答のあった東鉄工業株式会社埼玉支店に、随意契約を前提に本見積書の提出を依頼したところ、町が設定した予定価格以内で見積金額が提示されたため、価格面において適正であると判断したものである。

また本案件は、上越新幹線高架に附帯する埼玉新都市交通ニューシャトルの駅舎内での工事であり、JR東日本関連の「工事管理者資格」を有する事業者でないと施工することができない。業務の品質、安全性等の確保の観点から、履行者も極めて限定される。同事業者は、過去に伊奈中央駅等のエレベーター施工実績があり、業務のノウハウ、能力も有しており、その点に関しても信頼することができる。

これらを総合的に勘案し「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」の規定に基づき、同案件については「競争入札に付することが不利なもの」と判断し、随意契約としたものである。

工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 志久駅エレベーター設置工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町大字小室地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和 9 年 3 月 1 9 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 3 2 6 , 1 5 0 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2 9 , 6 5 0 , 0 0 0 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 7 中 間 前 払 金 金 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 8 部分払の請求回数 0 回
- 9 支 払 条 件 工事完成検査合格後一括精算払い
- 1 0 解体工事に要する費用等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添(様式2)のとおりとする。
- 1 1 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
[注] なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 1 2 本 契 約

この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 東鉄工業株式会社埼玉支店 は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 12 月 1 日

住所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地
発注者 伊奈町
氏名 伊奈町長 大島 清



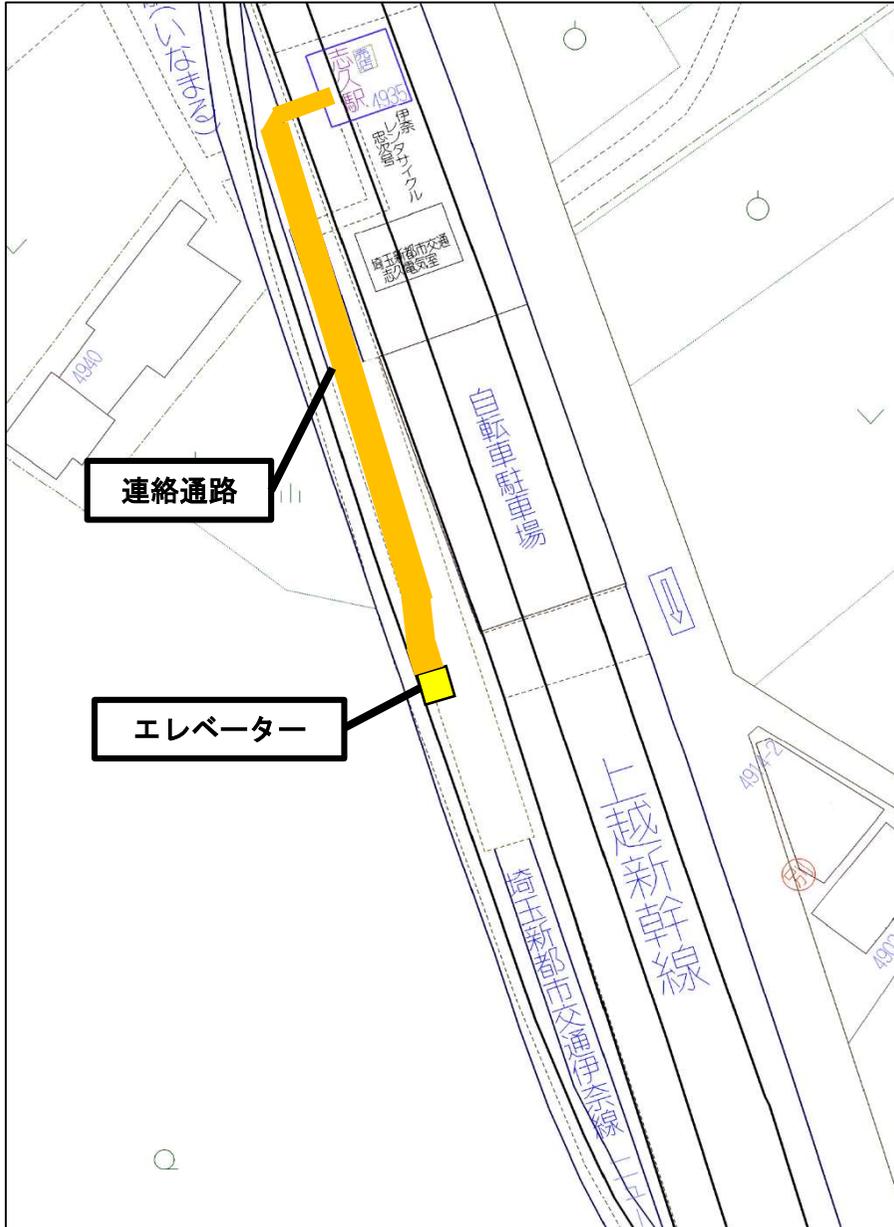
住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 2 4 7 番地
受注者 東鉄工業株式会社埼玉支店
氏名 執行役員支店長 遠見 一之



第76号議案 資料

○志久駅エレベーター設置工事

工事位置図



- 建物名称 : 志久駅エレベーター
- 建設地 : 埼玉県北足立郡伊奈町小室地内 (ニューシャトル志久駅)
- 建物規模 : 地上2階, 最高高さ GL+ 12.630 m
- 構造種別 : 鉄骨造
- 仕様 : 【エレベーター】 11人乗り、貫通2方向型
【連絡通路】 屋根付き通路 L=63m

イメージ図

